



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

～平成28年8月31日発行～

ながさき県内就職応援サイト「Nナビ」をご活用ください！

長崎県が運営する求人・求職者情報サイトです。

サービスは全て無料です！！

仕事をお探しの方

- 求人登録企業へ問い合わせメールが送信できます
- 求人登録企業から問い合わせメールが受けられます
- 希望する求人情報を自動メールサービスによりお知らせします

人材をお探しの方

- 登録された求職者（一般、UIターン、学生）へ問い合わせメールが送信できます
- 求職者（一般、UIターン、学生）からの問い合わせメールが受けられます
- 希望する求職者（一般、UIターン、学生）情報等を自動メールサービスによりお知らせします

県内企業情報

- 優れた技術やサービスを提供する魅力ある県内企業の情報を閲覧することができます
- サイトに登録されている県内企業の情報を地域や業種などを指定し検索することができます
- インターンシップ等の受け入れ可能な県内企業を検索することができます

ハローワーク求人情報

- ハローワークに登録されている一般向け、学生向けの求人情報を閲覧することができます

移住情報

- ながさき移住ナビに掲載されている「市町の移住情報」、「キャンピングカーによるラクラク移住先探し」、「田舎暮らし体験施設」など、長崎への移住に関する情報を閲覧できます



合同企業説明会、就業・就農相談フェア等
イベント・セミナー情報も続々更新中！

お問い合わせ先 長崎県総合就業支援センター
TEL 095-842-5424
URL <http://n-navi.pref.nagasaki.jp/index.php>

外国人雇用はルールを守って適正に！

～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

①外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

②外国人の雇用管理を適切に行ってください

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています。指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

<指針の主な内容>

- ・国籍で差別しない公平な採用選考を行うこと
- ・労働関係法令や社会保険関係法令は国籍を問わず適用されること 等



お問い合わせ先 長崎労働局職業安定部職業対策課
TEL 095-801-0042

URL http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin17/dl/pamphlet_rule.pdf

育児・介護休業法が改正されます！

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業、育児休業を取得しやすくなるように、**法改正**が行われました。

<改正の8つのポイント>

- ① 介護休業の**分割取得**
- ② 介護休暇の**取得単位の柔軟化**
- ③ 介護のための**所定労働時間短縮措置**等
- ④ 介護のための**所定外労働の制限**(残業の免除)
- ⑤ 有期契約労働者の**育児休業の取得要件の緩和**
- ⑥ 子の看護休暇の**取得単位の柔軟化**
- ⑦ 育児休業等の**対象となる子の範囲の拡大**
- ⑧ いわゆる**マタハラ・パタハラ**などの**防止措置**の新設

改正法の施行日は平成29年1月1日です！

お問い合わせ先 長崎労働局雇用環境・均等室
TEL 095-801-0050

URL http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h28_06.pdf

長崎市UIJターン就職促進事業費補助金のご案内

長崎市内へのUIJターンによる就職を促進し、市内中小企業者等の人材確保を図るため、長崎県外で開催される企業面談会等の参加に要する経費の一部を補助します！

対象者	次の要件をすべて満たす方 1. 市内に本社又は事業所を有する中小企業者等であること 2. 企業面談会等において採用する求職者を市内で就業させることが可能であること 3. 風営法の営業許可の対象ではないこと 4. 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
対象経費	1. 出展負担金等【出展負担金、会場使用・会場装飾及び備品等資材借入に係る経費】 2. 旅費【交通費、宿泊費】
補助率等	補助対象経費の2分の1 ※補助限度額30万円
申請期間	平成28年4月1日～平成29年2月28日 ※受付け順で補助金の交付審査を行ない、予算が無くなり次第、募集終了



お問い合わせ先 長崎市商工部産業雇用政策課

TEL 095-829-1313

URL <http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/340000/342000/p027412.html>

過重労働解消のためのセミナーが開催されます

労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、実際に取り組める事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します！

参加費無料

定員100名(先着)

開催日時	10月12日(水)14:00～16:30
開催場所	長崎県立長崎図書館(議堂)
受講対象者	事業主の方、企業の人事労務担当責任者の方など
内容	過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など



お問い合わせ先 LEC東京リーガルマインド過重労働解消セミナー運営事務局

TEL 03-5913-6033

URL <http://nagasaki-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kijun/201607/leaflet-16072103.pdf>